

目 次

第 1 号 (7月23日)

1	出席議員	1
2	欠席議員	1
3	地方自治法第121条により説明のため出席者した者の職氏名	1
4	職務のための出席者	1
5	議事日程	2
6	本日の会議に付した事件	2
7	議事	
	開会	3
	日程第1 会議録署名議員の指名	
	日程第2 会期の決定	
	日程第3 議案第47号 令和元年度南越前町一般会計補正予算(第2号)	
	日程第4 議案第48号 南越前町住民利用バス設置条例の一部改正について	
	日程第5 議案第49号 南越前町環境基本条例の一部改正について	
	日程第6 議案第50号 南越前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
	日程第7 報告第6号 専決処分事項の報告について (平成30年度 上平吹橋橋梁下部工事変更契約について)	
	日程第8 報告第7号 専決処分事項の報告について (法律上町の義務に属する施設管理の瑕疵による損害賠償の額の決定について)	
8	閉会	7

平成31年7月南越前町議会会議録

招集の告示 平成31年 7月12日 南越前町告示第60号
招集の期日 平成31年 7月23日
招集の場所 南越前町役場 議場

第 1 号 7月23日(火)

出席議員(敬称略) 14名

1番 高橋 宏 介	2番 山本 徹 郎	3番 大浦 和 博
4番 城野 庄 一	5番 熊谷 良 彦	6番 喜村 喜代治
7番 平泉 初 男	8番 加藤 伊 平	9番 井上 利 治
10番 秋田 重 敏	11番 生駒 一 義	12番 平谷 弘 子
13番 山本 優	14番 丸岡 武 司	

欠席議員(敬称略) なし

会議録署名議員 14番 丸岡 武 司 1番 高橋 宏 介

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	岩倉 光 弘		
副 町 長	藤原 十三夫		
総務課長	北野 徹	観光まちづくり課長	中村 正直
町民税務課長	桂木 洋 一	保健福祉課長	西村 成 男
農林水産課長	山岸 健	建設整備課長	関根 将 人

(教育委員会)

教 育 長	上田 康 彦	事 務 局 長	坂井 浩 伸
-------	--------	---------	--------

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	森 和 仁	書 記	關 敏 宏
---------	-------	-----	-------

議事日程 別紙のとおり(本記録部分の末尾参照)

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案第47号 令和元年度南越前町一般会計補正予算（第2号）

議案第48号 南越前町住民利用バス設置条例の一部改正について

議案第49号 南越前町環境基本条例の一部改正について

議案第50号 南越前町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

報告第6号 専決処分事項の報告について
（平成30年度 上平吹橋橋梁下部工事変更契約について）

報告第7号 専決処分事項の報告について
（法律上町の義務に属する施設管理の瑕疵による損害賠償の額の決定について）

開 会

〔 開会 午後4時00分 〕

○議長（井上利治君）只今より、令和元年7月 南越前町議会臨時会を開会いたします。本日の出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（井上利治君）本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより日程に入ります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、14番 丸岡 武司 君、1番 高橋 宏介 君を指名いたします。

会 期 の 決 定

○議長（井上利治君）日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日のみの1日間としたいと思いません。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(井上利治君) 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日、1日間とすることに決定しました。

議案の上程

○議長(井上利治君) 次に、日程第3 議案第47号 令和元年度南越前町一般会計補正予算(第2号)から日程第6 議案第50号 南越前町 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの4議案を一括して上程いたします。

提案説明の理由

○議長(井上利治君) 岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(井上利治君) 岩倉町長

[町長(岩倉光弘君) 登壇]

○町長(岩倉光弘君) 本日ここに、令和元年7月臨時議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

それでは、本臨時議会に提案をいたしました各議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。提案いたしました議案は、補正予算に関するものが1件、条例の一部改正に関するものが3件の合計4件であります。

最初に、議案第47号 令和元年度南越前町一般会計補正予算(第2号)であります。予算現額に93万3千円を追加し、予算総額を84億95万3千円にいたそうとするものであります。これは、風力発電施設調査旅費及び環境基本法に基づき環境に保全等に関する基本的事項を審査審議するための環境審議会設置等に関する経費が必要となったため、補正の必要が生じたことによるものであります。

歳出については、総務費では、風力発電施設調査旅費に34万円、衛生費では、環境審議会設置等に関する経費に59万3千円の追加であります。歳入については、繰越金では、純繰越金として93万3千円の追加であります。

次に、議案第 48 号 南越前町住民利用バス設置条例の一部改正について、ご説明申し上げます。これは、南越前町住民利用バス路線の変更に伴い、南越前町住民利用バス設置条例の一部を改正する必要が生じたので、今回提案いたすものであります。

次に、議案第 49 号 南越前町環境基本条例の一部改正について、ご説明申し上げます。これは、環境基本法第 44 条の規定に基づき、環境の保全等に関する基本的事項を審査審議するため、南越前町環境審議会を置きたいので、今回提案いたすものであります。

最後に、議案第 50 号 南越前町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。これは、環境審議会の設置に伴い同審議会委員が地方公務員法第 3 条第 3 項に規定するものとなるため、地方自治法第 203 条の 2 だい 4 項の規定により定める必要があるため、今回提案いたすものであります。

以上、本臨時議会に提案いたしました 4 議案の概要につきましてご説明を申し上げます。ご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

[町長（岩倉光弘君）降壇]

○議長（井上利治君）これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、町長から提案理由の説明がありました議案第 47 号 令和元年度南越前町一般会計補正予算（第 2 号）から議案第 50 号 南越前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの 4 議案を議題といたします。

質 疑

○議長（井上利治君）これより、議案第 47 号 令和元年度 南越前町一般会計補正予算（第 2 号）に対する質疑を行ないます。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討 論

○議長（井上利治君）これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

採 決

○議長（井上利治君）これより、採決を行います。議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（全員起立）

○議長（井上利治君）起立、全員です。よって、議案第47号は、原案のとおり可決いたしました。

質 疑

○議長（井上利治君）議案第48号南越前町住民利用バス設置条例の一部改正についてから議案第50号 南越前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの3議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討 論

○議長（井上利治君）これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

採 決

○議長（井上利治君）これより、採決を行います。議案第48号南越前町住民利用バス設置条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(全員起立)

○議長（井上利治君）起立、全員です。よって、議案第47号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（井上利治君）議案第49号 南越前町環境基本条例の一部改正について及び議案第50号 南越前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての2議案を一括して採決いたします。議案第49号及び議案第50号の2議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(全員起立)

○議長（井上利治君）起立、全員です。よって、議案第49号及び議案第50号の2議案は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（井上利治君）次に、日程第7報告第6号専決処分事項の報告について（平成30年度 上平吹橋 橋梁下部工事 変更契約について）及び日程第8報告第7号 専決処分事項の報告について（法律上、町の義務に属する施設管理の瑕疵による損害賠償の額の決定について）は、お手元に配布してありますので、ご覧願います。

閉 議

○議長（井上利治君）以上をもちまして、本日の日程は、全て終了いたしました。議員各位におかれましては、議事進行にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、令和元年7月南越前町議会臨時会を閉会します。

[散会 午後 4時10分]